

文明開化の研究

塙

叡

はじめに

明治時代の「文明開化」を研究するにあたっては、三つの視点をあげておきたい。第一はもちろん欧化（あるいは開化）そのものの実態である。第二は欧化の進行過程とほぼ並行して明治国家体制の根幹（とくに法制）が徐々に形成されていったことで、明治憲法の発布はその一応の帰結であり、同時に文明開化の終着点であるともいえよう。第三は日本人の眼がヨーロッパやアメリカに向いている間に、伝統的な文化財・美術品や旧時代の生活用具などがきわめて安い価格で外国人に買取られ、海外に流出していったことである。これは実に今日の日本歴史研究の条件を規定しているとさえいえる現象であった。

以上の三点をふまえた全体像を考察してはじめて文明開化の実像をとらえることができるのではないか、というのが本稿の趣旨であり、ガス燈・ビール・陸蒸気・西洋館・郵便・電話など個々の文化現象をみるだけに止まることの多い従来の研究に対して、いささか新しい視点を提供できればさいわいである。

A. 時代区分

きわめて大ざっぱな見方ではあるが、時代区分として、明治元年から2年までは内戦(戊辰戦争)の時代、3年から6年までが工部省設置、壬申戸籍、領海の制定、郵便・鉄道事業の創業、新貨条例、太陽暦の実施、徴兵令、地租改正などきわめてせまい意味の明治維新の時代、以後18年の工部省廃止、内閣制度創設の時期を中心として明治22年の大日本帝国憲法発布までを文明開化の時代と考えたい。

B. 明治維新の諸変革

イ. 国民

ごく常識的に国家を形成する三要素として、主権・国民・領土を考えれば、主権は別として国民については明治4年の戸籍法にもとづく壬申戸籍の作成により、ここに登載されたものが近代国家日本の国民となった。いわゆる血統主義的国籍法の原型はこの壬申戸籍に求めうるというのが筆者の考えであるが、(塙 叡「壬申戸籍の歴史的意義について」『東京工芸大学紀要』第4巻2号p. 72~p. 79) この見方は現在も変わってはいない。明治4年7月28日田中光顕は戸籍正に任命されているから、壬申戸籍の成立には重要な役割を果たしているかとも思われるが、その直接の史料を見ることができないでいる。田中は岩倉使節の一行に参加しているから、実務にはタッチしていないのではあるが、また普仏戦争の結果成立したドイツ帝国の1871年ライヒ法律第1号の Personenstandgesetz と戸籍法との関係も興味をひくが、想像の域を出ないものである。明治8年10月17日の郵便報知によると(『新聞集成明治編年史』第2巻, p. 47 以下新聞記事の引用はすべてこれによる。)青森県津軽郡は不便なところで、中でも三戸の北部は辺鄙で村中で文字を読めるのはお寺の坊さんと村役人の二人にすぎないと述べたあとで「実に驚くべきは、一家内にて主人1名だけは何の某と名乗れども、兄弟姉妹などは名をつけぬ風習ありて、平素は互ひに誰の伯父さん、どこの伯母さんと呼んでゐる故、先年県庁にて人別を調べられる時、甚不都合がありました」と記している。戸籍遍成のさいの状況が察知される一例である。

ロ. 領土

1870年の普仏戦争にさいして局外中立を宣言した結果、近代的領海の観念がはじめて生じた。領海三海里をきめた以上は、どこまでが日本の領土であるかが確定されなければならなかった。そ

の詳細についてはすでに論じた（埴 叡「日本の領海に関する二、三の歴史的考察」『東京工芸大学紀要』第1巻1号）のでくり返さないが、琉球・北海道については問題を残し、今日にその尾をひいている。明治初年の北海道は、律令制における南海道とか西海道などと同様な地域区分で、初期には石狩国や紋別郡など国郡制下の制度を採用していた。そして明治9年太政官布告第2号でクリル諸島を千島国に併せ、その下に三郡をおいた。この事実によって、クリルと千島とはそれまで別のものと考えられていたことがわかる。さらに18年布告第1号で、根室国花咲郡に属していたシコタン島を千島国に編入し色丹郡と称した。（『府県及北海道境域沿革一覽』明治43年内閣統計局編纂，p.25 象山社，昭54）この措置は現代の北方領土問題にも深く影響しているわけである。

ハ. 郵便

前島密により創始された郵便制度については詳細な研究もあり、文明開化を代表するものの一つであるが、すでに筆者ものべたように（「日本歴史における領域研究序説」『東京工芸大学工学部紀要人文社会編』第4号，p.59～p.60）通信主権の侵害と考えられる外国郵便局が1865年フランスをはじめとして、イギリスが1867年に、アメリカのそれが1868年に開設されたことに注目しなければならない。これらは明治12年までには廃止されて通信主権は回復されたが、一方1876年の釜山をはじめとして朝鮮に在外日本郵便局が設けられたことも重要である。以上のことを考慮に入れて郵便制度を考えなければ、文明開化の本質に迫ることはできないのではないか。

ニ. 徴兵令

徴兵令制度にさいしては、従来のフランス型からドイツ型へ方針変更があり、そのきっかけをなしたのは独仏（普仏）戦争であった（山田千秋「徴兵令の制定と独仏戦争」『歴史学研究』576号，p.21～36，1988，1月青木書店）。ここでは防御的性格の軍隊を構想した山田顕義の意見にひかれるものがあつた。有名な布告中の文句「血税」について、明治6年10月26日の東京日日によれば、フランス語の *impôt du sang* から採られたという。

明治26年、夏目漱石は戸籍を北海道に移し分家した。徴兵のがれ的手段である。日清戦争のころかれはそれが原因でノイローゼになり、円覚寺に参禅した。（作品『門』を生む）また日露戦争のころも神経衰弱になったといわれる。

ホ. 鉄道

明治5年新橋・桜木町間に開通したが、これは首都東京と開港場横浜を結ぶためのものである。時刻表に八字などがあるのは江戸時代の時（とき）との混同を避けるためであろう。幹線である東海道線の着工は国際情勢（とくに清国との関係）を憂慮して遅々として進まず、22年に至ってやっと完成した事情についてはすでに別稿で説いた。（「明治17年から20年に至る歴史過程についての一試論」紀要7巻2号）

明治16年5月26日第14号布達によると（以下布告・布達は『法令全書』原書房版による。）東京、埼玉、神奈川は即日、京都、大阪は4日、青森は10日、鹿児島は12日となっていて府県庁到達後7日後に施行することになっていた。もって当時の交通・通信事情をうかがい知ることができる。

ヘ. 太陽暦

大槻磐溪のメモである『塵積成山』の中に「西暦背誦歌」というものを文久3年の暦としてのせている。その中に「七曜は日月火水金木土もとに帰りて又めぐるなり（中略）閏年は四年に一度そのときは2月の末に一日を増す 冬至をば冬の初めと定めおきて 十日過ぎればヤニユワレイ（正月）なり」と記されている。幕末には一部の知識人のあいだではあるが、太陽暦のことは知られていた（工藤宜『江戸文人のスクラップブック』p.56，1989年，新潮社）。明治5年12月3日を6年1月1日として施行されたが、同じ布告の中で神武天皇即位の年をもって紀元元年とすると定められたことは、後でのべる明治国家体制の根幹となる重要な規定であるが、あまり注意されてはいないようである。明治19年7月12日にグリニッジ標準時の件と、東経135度（経緯度測定の原点は旧天文台のあつた東京の麻布にある。）を日本の標準時とすることが決定され、21年1月1日より施行された。ここに漸く全国を統一する時刻が用い

られることになった。(勅令第 51 号) ただしこの暦はユリウス暦であって、グレゴリオ暦になるのは西暦 1900 年を閏年としないことを定めた明治 32 年であった。

C. 開化の諸相

イ. ガス燈・ランプ

「ガスは照りランプは光る世の中に、なにとてドロボウつきなかるらん (明治 8 年 1 月 27 日朝野) という批判があり、「当世摺々草」と題して「彼の蚊鳴怪化てふことの、最怪しうこそ、物狂ほしけれ」という記事もある。(同年 5 月 10 日横浜毎日) また勧学に対しては「読み書をせよとの布告読め文字」、巡査に対しては「針ほどの事にも棒はたちどまり」と手きびしい (明治 7 年 10 月 31 日郵便報知)。

ロ. 小学校

明治 8 年創立の旧中込学校は長野県佐久市に現存するが、時の太鼓のある塔の天井には世界図があつて、日本を中心にしてバンクーバー、ニューヨーク、ホノルル、エベレスト峰、ローマ、ウラジオなどを書いてあるが、例えばウラジオは明治 5 年 9 月ごろにはウラテイホストクとあり (郵便報知)、8 年 9 月 18 日東京日日ではウラヂオストックとあり、18 年 4 月 24 日の官報では浦塩斯徳と記されていて、ウラジオという表記はやゝ時代が新しいことをうかがわせる。ましてハルピンやカラフトの大泊、さらにペトログラードが書かれているのを見ると、全体として時代が下がるか、あとからかなり書き足していると思われる。従つて藤森照信氏の見解には賛成できない点がある (藤森照信『建築探偵東奔西走』p. 69, 朝日新聞社, 1988 年 12 月)。

ハ. 図書館

「ビブリオテーキは訳して書房とも書庫とも云ふ。但し只書物を貯へ置くのみならず、古今の書籍何にても類を以て聚め、一々本箱或は棚にならべ置き、誰にても某の本を一見したきとか、某の本に参考すべき事有りとか云ふ時、随意に借覧を許し、一見済たる後は元の本箱へ納むるなり」(2 年 3 月 22 日中外新聞)。まことにていねいな説明である。

ニ. 火災保険

「外国ニアルトコロノ、インシーランスノ法ニ倣ヒ火災請合ノ会社ヲ建ルトキハ、造営人モ其年限中ハ更ニ損害ヲ生ズルノ氣ヅカイ無ケレバ、人々安心シテ速ニ建築スルニ至ルベシ」(5 年 5 月新聞雑誌) 江戸時代に海上保険はすでに存在したが、火災保険のことはきいた事はない。

ホ. ストープ

「十月廿九日六字頃、大浦居留地山手十六番ノ地所、即チ、オロシヤ岡士ノ居館ヨリ出火、其起源ヲ尋ヌルニ、英語「ストーブ」即チ俗ノ所謂「ヘヤヌクメ」中ノ残火ヨリ燃出タリトゾ」(元年 10 月崎陽雑報)、これは長崎での記録である。

ヘ. 麻酔剤

「右手負の傷ハ、大抵ライフル弾にて打れたるものゝよし、療治中ハコロゝホルムといふ麻薬を用ひ、骨節を切断するに手練神速にて、種々の術を尽せるより、手負も其妙に驚き、西洋の医術、はるかに日本の医術より秀たることを知り、深く救済之思を謝せりといふ」(慶応 4 年 5 月 22 日江湖新聞) この記事は上野戦争の負傷者を英人ウィリスらが横浜の戸部の病院で治療した時のもので、戊辰戦争に参加した土佐藩出身の医者弘田親厚の『慶応四戊辰会津征討日記、弐の巻』(親厚の子孫松本悠子氏所蔵コピー) にも 4 月 14 日の条に「上肘骨損傷にはコロール (筆者注、Chlor のことか、すなわちクロロホルム) ヲ嗅セ……」とある。

ト. ラムネ

ラムネすなわちレモネードは、はじめもっぱら横浜の外国人がのんでいたが、15 年ごろからひろくのまれるようになったという。すでに 6 年 10 月の新聞雑誌は西洋料理についてのべて「ラムネは新富町三川屋」と記している。ちなみに 19 世紀後半はインドでも文明開化の時代であり、1970 年代に英人ハイラム・コッド氏の創製にかかる Codd's bottle とよばれるラムネとほぼ同じものがのまれた。ただ文明開化といっても 1877 年ヴィクトリア女王が皇帝も兼ねたインドとはその歴史的条件はかなり違うのではあるが。

チ. 椅子席

明治 5 年 10 月 27 日守田座にはじめて椅子席が

設けられた。佐田介石は「ランプ・シャッポ・こうもり傘・いす不用」とのべている。長崎県ではその意見に動かされて、ランプ、シャッポ、こうもりがさを用いず、村会用に入れた椅子も他村へ売払ったということである。(13年7月17日朝野)

リ. 碇子

電話線用の碇子(がいし)は明治8年ごろお目見得した。岐阜県瑞沢の古窯あとから碇子が発見されている。愛知県小牧市には碇子博物館がある。(『企業博物館』p.133, 毎日新聞社)

ヌ. ざんぎり頭

ざんぎり頭は文明開化の象徴と考えられたが、7年10月20日の茨城県通信では「開化頭減ジテ旧ニ復シ」また洋品は売れず、この現象は「舶来物ヲ悪ム者多キ故カ」とのべている。

ル. 三角測量

明治8年5月19日の内務省達をうけて、関東では三角測量が行われている。また富士山の高さについても仏人レビシエ、アールコック(オールコック)、ファガンが測量している。(6年9月7日東京日日)そして17年6月26日には内務省所管の三角測量業務を参謀本部に移した。(太政官達)現在憲政記念会館内にある日本水準原点は、24年日本人が建てた現存最古の西洋館といわれ、大日本帝国の文字もみられる。(藤森照信『建築探偵東奔西走』p.73, 朝日新聞社, 1988)

ヲ. 中国との関係

文明開化を論じるばあい、逸することができないのが中国との関係ないしは比較であろう。とくに上海との関係が深く、ヨーロッパ・アメリカから上海経由で伝来した技術も多い。人間も上海にいてから日本にやってきた者も多い。以下2,3の例をあげると、富岡製糸場を建てたフランス人パスチャンは技術者として上海にいて、のち横浜にやって来た。外人墓地にねむっている。(藤森氏前掲書, p.97)洋服は上海の中国人が西洋人から仕立ての技術を習い、横浜に来て洋装店を開くものが多かった。日本人はそこに弟子入りして技術を修得し、のち東京に出て店をかまえるようになった。私事であるが、筆者の亡父埴経亮も中国人か

ら習得した人の弟子となり、婦人洋装店を東京で開業した。(中山千代『日本婦人洋装史』吉川弘文館, 1987による)アメリカの宣教師ガンブルは上海の美華書館の技師でもあり、布教の必要から作られた漢字の金属活字の道具・技術を持って明治2年来日した。本木昌造は長崎でその技術を伝授されたのである。(吉田光邦『日本と中国』p.110~p.111, 三省堂選書, 1989)中国もアヘン戦争以後文明開化の洗礼を受けたが、その対応は日本とはかなり異なり、例えば中国は洋画の受容はしなかったのである。

D. 行政権の確立

イ. 天皇制

(1) 天皇・皇室

万世一系の皇位については、明治政府は3年7月23日弘文天皇(大友皇子)、淳仁天皇、仲恭天皇(承久の乱の時の廃帝)のおくり名を追贈して、系譜をととのえようとしている。太陽暦の発足と神武紀元の採用が同時になされたことはすでにのべたが、神武天皇については、672年天武天皇元年7月に「神日本磐余彦天皇」(日本書紀)と見えてから奇しくも1200年を経てここに復活したことになる。そして21年には橿原宮の所在が確認され、23年4月2日神武天皇を祭神とする橿原神宮が創建された。これは皇紀2550年を記念するものであった。菊の御紋章についてはすでに慶応4年に「私に付候こと屹度可為禁止……」とあるが(内外新報閏4月15日)、2年2月28日には宮や堂上方も使用を禁止されるに至っている(太政官日誌)。南朝の忠臣楠木正成には13年7月21日付で正一位が贈られ、後醍醐天皇を祭る吉野神宮は25年9月27日に創建されている。明治6年にはじまる地租改正により、国有地に編入される土地が多く、そこから皇室財産が形成されたことは周知の事実である。

(2) 図書寮

17年8月27日太政官布告72号で宮内省に図書寮がおかれた。古代の律令制では中務省に属し、儒教の古典や陰陽五行関係の書物を管理し、国史の編纂を事業とする図書寮の復活である。「図書寮ハ御系譜并ニ帝室一切ノ記録ヲ編輯シ、内外ノ書

籍古器物書画ノ保管及ビ美術ニ関スル事等ヲ管ル所トス」と定められ、紅葉山文庫本を中心とする蔵書は現在40万点をこえている(昭和24年に書陵部と改称された.)。現在皇位継承に伴う皇位とともに伝わるべき由緒ある物の中には『白氏文庫』、『周易抄』、『中右記』、『玉葉』、『御湯殿上日記』等の写本、『伊勢物語断簡』、『法華経義疏』など重要なものが並んでいる。(1989年7月8日付朝日新聞の記事による。)このほか、『蒙古襲来絵詞』は竹崎季長とともに元船に乗り移って戦った大矢野種保三兄弟の子孫から宮内省に献上されたものである。また『とはずがたり』も永く宮内省にあり、昭和15年発見され、公表されたのは昭和25年になってからである。桂宮本は16年宮内省に入ったという同年1月17日の時事新報の記事がある。このような資料は、一方において保存という上で功があったが、他方日本歴史研究のためには幾分障害となったことは否めない。宮内庁による天皇陵古墳の管理は古代史研究の厚い壁となっていることはよく知られている。

(3) 雅楽

3年11月太政官中に雅楽局がおかれ、伶員をおいて芸道のみがさせることにした。(太政官日誌)雅楽の演奏をする団体は伊勢神宮(明治6年2月創立)、天王寺楽所雅亮会(17年)、小野雅楽会(20年)などまったくないわけではないが、皇室がほぼ独占する古代音楽として継承された。(『雅楽事典』音楽之友社、平成元年6月による。)

ロ. 諸法令

(1)裁判事務心得(8年6月8日の太政官布告第百三三号による。)の第三条に「民事ノ裁判ニ成文ノ法律ナキモノハ習慣ニ依リ、習慣ナキモノハ条理ヲ推考シテ裁判スベシ」と規定している。これはポアソナードの意見が採用されたといわれており、(大久保泰甫『ポアソナード』岩波新書、p.70~p.71, 1977)この原則は今日もなお有効であると一般に考えられている。

(2)会計検査院 13年3月5日の太政官達によりおかれた。フランスやイギリスにその範を採ったことがわかる。「同院は仏国のクールデ・コント(筆者注、Cour de comptes)英のラジタ、ラフス等

に倣ひ設置せられしものにて……」とある。(14年7月14日東京日日)なおラジタはAuditであろうがラフスは不明である。

(3)戒厳令 15年8月5日の太政官布告による。本稿が問題としているこの時期に発動されることはなかった。

(4)官報 16年の5月22日に法令の公布は官報に登載することをもって公式と定め、7月2日に第1号が発行された。以後今日に至るまで原則は変わっていない。法令のみでなく、東京天文台の定める暦が毎年2月1日にのせられ、翌年のこよみはこれに従って作られている。なお19年12月には外報らんのために英国ロイテル(ロイター)通信社と契約を結んだ。これによって海外情報の極東における独占権をもつロイター社の支配下に組み入れられた。その影響は今日に及んでいる。(倉田保雄『ニュースの商人ロイター』、p.164, 新潮社)

(5)利息制限法 10年9月11日太政官布告第66号による。第2条に最高利率を定め、これをこえるときは裁判上無効となる。元金100円未満は年100分の15、100円以上1000円未満は100分の12、1000円以上は100分の10以下となっている。現代の利息制限法と同様罰則がないのが興味深い。

(6)治罪法 13年7月17日太政官布告第37号による。18条に「1日ト称スルハ24時ヲ以テシ1月ト称スルハ30日ヲ以テシ1年ト称スルハ暦ニ従フ」とあり、1月の計算方法は現行法と異なる。この原則は23年の刑事訴訟法でも変更はない。また19条には「此法律ニ定メタル期限ニハ陸路八里毎ニ1日ノ猶予ヲ加フ」とあり、1日の行程が八里と考えられている。ちなみに大正11年の法では月・年は暦に従うとされ、里程猶予は海陸路二十里となっている。

(7)幻の民法—隠居のこと

23年10月7日公布の民法は施行されなかったが、第306条には隠居の条件を列挙しており、その第4に「配偶者ノ承諾シタルコト」とある。(『旧法令集』p.162, 有斐閣)31年施行の民法ではこれがなくなっている(752条)のも配偶者たる妻の地位を示しているようで興味をおぼえる。

E. 文化財の海外流出

日本の文化財流出の時期は歴史上何回かあるが、明治期のそれはもっとも大規模かつ広範囲にわたり、日本人の欧米指向の強さに見合うように大きな流出となった。アーネスト・サトウ、フェノロサ、エドワード・モース、キヨソネ、ベルツらのコレクションをはじめとして、日本人画商林忠正らの商売、万国博への出品など、その全体像を把握することは現在まだ困難であるが、最近はいわゆる里帰り展がふえていることは喜ばしい。保存も概して良好である。関東大震災と空襲により失われたものも多いことを思えば、たとえ海外のどこであろうと残されているのはありがたい。ごく最近のものとしてはエミール・ギメと画家レガメが明治9年来日したときに購入した仏教関係のコレクションの里帰り展があった。美術品としてよりも日本の仏教を理解するにはかっこうのコレクションであり、東寺のまんだらを中心とする仏像には驚かされた。(フランス国立ギメ美術館創立100周年記念『甦るパリ万博と立体マンダラ展図録』1989, 7月, 西武池袋百貨店)ギメが弘法大師曼荼羅とよんでいる東寺の尊像類のコピーについては、京都の山本という彫刻家に作らせたという。(尾本圭子「ギメとレガメの日本旅行」[1876年]『ジャポニスムの時代』p. 55, 日仏美術学会, 1983) 廃仏毀釈時代の京都の仏工の技術を、今日我々は見ることができたことになる。ところで19世紀後半のジャポニスムに一役買ったのが明治7年設立された起立工商会社で、解散する明治24年までのあいだに多くの万国博に参加し、また多量のブロンズ、陶磁器、漆器等を製作し売りさばいた。これらの製品は、現在ヴィクトリア・アンド・アルバート美術館およびエディンバラの王立スコットランド博物館に所蔵されている。(ジュヌヴィエーヴ・ラカンブル「19世紀におけるジャポニスムの源泉」国立西洋美術館『ジャポニスム展図録』1988年, p. 24) ところで最近江戸時代の着物を中心として、明治時代のふとん地、風呂敷などを含む海外のコレクションが里帰りした。女性服飾デザイナーのホワイト氏が最近の十数年の間に集めたものである。(『海を越えた日本の着物—ザ・ホ

ワイト・コレクション図録』サントリー美術館, 1989年9月)したがってこれらは明治期の海外流出ではなく、その一部は明治の文化財の流出である。文明開化は現代にまで及んでいるとみえる。

F. 明治憲法への途

明治18年の内閣制度創設から22年2月11日の憲法発布までの期間をここではとりあげたい。

(イ) 明治19年

1月26日北海道庁をおく、2月5日宮内省官制公布、2月26日公文式を定める——これは勅令第1号である点が重要である。どの分野の法律が勅令の形で出されているかを知ることは明治国家の性格を知る上で必要なことである。(例えば教育に関すること)

3月2日、帝国大学令を、4月10日には師範学校令、小学校令、中学校令(いずれも勅令)を公布した。また5月10日には教科書用図書検定条例が文部省令として出されている。このように重要な事が省令の形で出されていることは、今日の各省通達などにつながっていると思われる。(学習指導要領のきめ方など)3月26日税関官制(勅)、4月26日海軍条例—軍令は天皇の親裁事項となる。7月20日地方官官制(勅)、8月13日登記法、公証人規則、5月5日には裁判所官制(勅)も公布された。

(ロ) 明治20年

3月23日には砲台建設費用調達のため資本主義の発展段階の未熟な当時としてはきわめて早すぎると評価される所得税法(勅)が公布された。7月25日には文官試験試補及見習規則(勅)が定められ、官僚制と学閥形成の出発点となった。

(ハ) 明治21年

4月25日には市制・町村制が、4月30日には枢密院官制(勅)、5月14日参謀本部条例(勅)、7月13日には直接税・間接税の種別を大蔵省が告示している。12月4日香川県が設置(勅)され、府県制はようやく1道3府43県におちついた。ただしその区域に関しては国郡制にのっとって、区域に関する限り古い伝統が基本的には生かされた。(町村合併は進行し、江戸時代の村に基礎をもつ大字・小字は消滅する傾向にあり今日に続いて

いる。)

明治憲法の施行は23年11月29日であり、この日にあわせて帝国議会の第1回目が開かれた。すなわち帝国議会が始まる前に国家機構の主要部門を支える法律は、内閣制度をはじめとして税制、裁判所、地方制度、教育等の分野でできあがっていて、議会の果す役割りはせいぜい予算の審議(じっさいは否決が多い)ぐらいであった。江戸時代は封建社会であり前近代社会ではあるが、我々の想像をこえて大体何でもそろっていて、手形法、海上保険、社会保障、著作権(留板^{とめばん}という)などその一例であるが、ただ議会だけはなかった。五箇条の御誓文の段階でやっと列侯会議である。多数決による入札(選挙^{いれふだ})は中世からあり、山城国一揆の国民議会も想起されるとはいえ、明治になっても左院、元老院など立法機関はかけがえなく、もとより伊藤博文は三権分立など考えていなかった。最近では昭和政治史の問題は明治憲法の欠陥が表面化したものという意見がある(渡辺昇一氏)が、日本の議会の弱体なことは明らかであろう。今こころみに岩波書店の『近代日本総合年表』を開いて、日本国憲法施行(昭和22年5月3日)以前に帝国議会の議決・枢密院の諮詢を経た法律をみると、主要な分野のものはほとんどすべて5月3日以前に成立していることに気がつく。明治の行政組織は初年以来欧米の諸制度を継受して徐々に形成され、(天皇が男系の男子により継承されるという案は18年ごろで、それ以前には女帝でもよいという案があったという。)実に議会はそのさいごの段階で成立したといえるのではなかろうか。ちなみに明治14年の政変のあと23年を期して国会を開く旨の詔書が発せられたが、23年にし

た理由の一つは23年すなわち西暦1890年は神武紀元2550年に当たると考えられたからではなかろうかと想像している。

おわりに

明治3年1月13日の「もしほ草」には「蒸気船并^{テレグラフ}鐵路其他伝信機の類、出来せし後は、日本国を開化に進む事、益々早かるべし。」とのべている。幕末の勤皇の志士で画家でもある足利出身の田崎早雲は、明治6年(当時59歳)まげをそり落した正月、酒の席で次の歌をよんだ。「まげという名のものうさにきりはらひ 直なる御代の春やむかへむ」と。(『早雲遺墨』p.101, 足利市早雲美術館, 昭和62年9月)この年の3月、天皇も断髪している。(「新聞雑誌」による)

また明治10年11月8日の「朝野新聞」によれば、「ア、開けた開けた大開化大開化と、書生さんが騒ぐから何事かと思ったら、府下の牛肉屋が恐ろしく多く成ったとの事。」とある。明治12年1月8日の「新潟新聞」は文明開化の代表として、新聞紙、郵便、瓦斯燈、蒸気船、写真絵、博覧会、軽気球をあげてそれぞれ和歌をそえているが、博覧会については「千万の物もたゞにな見過しそ 造れるわざに心とゞめて」とよんでいる。ベルツも嘆いたように、不平等条約を解消して西欧諸国と対等な関係を持つという急務をかかえた当時の日本にとっては、西洋文明を支えた科学的合理精神の把握はもっとも困難なことであったにちがいない。ヨーロッパ・アメリカが万能でない事が明白になった現代においても明治文明開化の遺産はよい点も悪い点も受け継がれていると考える。

以上